

## 第9回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和5年8月10日  
場所 行政棟 庁議室

### 委員の出欠状況

1番	多湖 文貴	出	2番	伊藤 幸子	出	3番	中村 進也	出
4番	遠藤 良幸	欠	5番	藤田 一房	出	6番	松葉 里美	出
7番	伊藤 貴美	欠	8番	伊藤 和雄	出	9番	小林 政俊	出
10番	岡田 康平	出	11番	中村 正治	出	12番	近藤 秀樹	出
13番	片岡 節男	出	14番	樋口 久義	出	15番	伊藤 治義	出

開 会 時 刻 午前 9時00分  
閉 会 時 刻 午前 10時20分

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>ただいまから第9回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第9回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は13名でございます。定足数に達しておりますので、第9回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、2番議席伊藤幸子委員と、3番議席中村進也委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第2) 議長 (日程第3) (日程第4)</p>	<p>それでは、報告第14号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、報告第15号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」、報告第16号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

事務局

日程第2 報告第14号

農地所有適格法人の要件を満たしている法人について

次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。

今回の法人2団体は問題もなく、要件を満たしていると判断したので報告します。

続きまして日程第3 報告第15号

農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)

次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、3件、4筆、面積 8,026 m<sup>2</sup>であることを報告します。

続きまして日程第4 報告第16号

農地法第5条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)

次のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので報告する。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄

農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行えば転用許可は要し

	<p>ないこととなっています。</p> <p>届出書の受理については「いなべ市農業委員会会長専決規程」により会長が専決することとなっており、適法であれば受理し、適法でないものは不受理とすることになっています。</p> <p>今回の届出は2件9筆 1,704㎡です。</p> <p>&lt;3 番案件&gt;の申請地は、員弁町上笠田地内の畑です。目的は店舗用地です。</p> <p>&lt;4 番案件&gt;の申請地は、員弁町御菌地内の畑です。目的は個人住宅用地です。事前着工しておりましたので、工事は中止し、始末書が提出されています。</p> <p>受理した届出書については受理通知書を発行しましたので報告します。</p> <p>議長 報告第14号については、農地を所有する法人からの報告に関するものです。また、報告第15号については、合意解約による通知を受けたものです。報告第16号については、員弁町の市街化区域の5条の転用届け出です。</p> <p>報告事項について質問等がありましたらお願いします。 質問がなければ次に進みます。</p> <p>(日程第5) 議長 続きます、議案第44号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第5 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定） 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了</p>
--	---

	<p>になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>今回の案件は全て中間管理機構分です。3件、5筆、総面積 7,489㎡です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、賃貸借・使用貸借により、期間を決めた利用権の設定です。今回は、全て公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。</p> <p>内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第 44 号「農用地利用集積計画の決定について」について採決に入ります。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第 6)	<p>議長 続いて議案第 45 号「特定農地貸付に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第 6 議案第 45 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき承認申請があったので議決を求める。令和 5 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>この議案に入ります前に、市民農園について、ご説明いたします。</p> <p>農地の貸し借りにおいて、主として都市の住民が利用する目的で相当数の者を対象に、1 区画当たり 10a (1,000㎡) 未満の農地を貸付けするものは市民農園と呼ばれます。</p> <p>市民農園のうち特定農地貸付法による市民農園の承認申請は、農地法の権利移動の許可などが不要になるというメリットがあります。</p>

	<p>特定農地貸付とは、地方公共団体、農業協同組合またはこれら以外で市町村等との貸付協定を締結している農地所有者、市町村、農地中間管理機構から使用貸借または賃貸借を受けている者が行う市民農園です。</p> <p>この案件は、令和3年6月10日から5年間、市民農園として承認されたことに対して、事業者である [redacted] から [redacted] が事業継承することに対しての申請です。</p> <p>土地所有者であるいなべ市が、藤原町篠立字舞谷にある立田農園の敷地のうち、840㎡を特定農地貸付協定により市民農園として貸借を行う申請です。申請については、農業委員会の承認を得ることになっています。</p> <p>承認の判断基準については3つあります。</p> <p>1つ目は、10a未満の相当数の者を対象にしていることで、今回は1区画当たり30㎡、28区画です。</p> <p>2つ目は、営利を目的としない農作物の栽培を目的とすること。</p> <p>3つ目は、5年を超えない農地の貸付で、こちらは1年、20,000円での貸付けと設定されています。</p> <p>今回の申請は、書類の結果、この3つの基準すべて満たしていると判断されます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
伊藤 治義委員	<p>令和3年に [redacted] が事業者として5年契約を結ぶことを農業委員会は承認したが、今回の承認申請は残存の2年間で事業内容も含めて継承するのか、あるいは改めてまた5年契約を結ぶのでしょうか。</p>
事務局	<p>今回は、残存する2年間で [redacted] が継承する承認申請です。そして令和8年に再度更新の承認申請手続きを行います。</p>
伊藤 治義委員	<p>当時、立田農園の5年間の計画を農業委員会が認めたのに、3年で事業者が変更になる事と、これからの事業者もきちんと継承できるのか心配になります。事業者が変更になる理由が高齢だからなのか、あるいは他の理由があるのか確認をしておいてもらいたい。ま</p>

		<p>た同じ理由で事業者がこれからも変更にならないために、農業委員会としても指導が必要になってくるのではないのでしょうか。</p>
	事務局	<p>福祉部にも情報共有して、その点は確認をしておきます。</p>
	議長	<p>他に無いようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第45号「特定農地貸付に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について」は、原案どおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請につきましては、承認することといたします。</p>
(日程第7) (日程第8)	議長	<p>続きまして、議案第46号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」、議案第47号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第46号</p> <p>農地の競売に対する買受適格証明願承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地の競売に対する買受適格証明願があったので議決を求める。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>買受適格証明願とは農地の競売及び公売に参加するときは、農地を取得できない者が最高価買受人になるのを未然に防止するため、農地法の申請書と買受適格証明が必要となります。</p> <p>農地として耕作をする目的で取得する場合には3条許可の買受適格証明、農地を農地以外の用途に転換する目的で取得する場合には5条許可の買受適格証明が必要となります。</p> <p>今回、3条についての適格証明願が提出されています。</p> <p>参加する全ての者が、適格証明が必要となるため、同一箇所において複数の申請がされることがあります。</p> <p>本案件は、津地方裁判所四日市支所が実施する公売についての案件です。証明書を添付することにより公売に参加することが可能となります。</p> <p>この案件が議決され、公売で落札できれば、改めて委員会での議決を要することなく所有権を移転することができます。</p>

	<p>今回の買受適格証明願の申請は、1件3筆、面積2,041㎡です。  &lt;2番案件&gt;の申請地は、大安町南金井地内の畑です。  譲受人である桑名市の■■■■が議案書に記載の3筆、2,041㎡を農地として利用する計画です。  営農計画書が提出されており、作物は大豆を栽培する計画です。</p> <p>議長 続きまして、議案第47号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。  事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第8 議案第47号  農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）  次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄  今回の3条所有権移転の申請は、7件、9筆、面積4,262㎡です。  &lt;25番案件&gt;の申請地は、員弁町上笠田地内の現況畑です。  譲受人である員弁町上笠田の■■■■が愛知県一宮市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、466㎡を贈与により譲り受ける申請です。  &lt;26番案件&gt;の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。  譲受人である大安町石樽南の■■■■が大安町石樽南の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、528㎡を売買により譲り受ける申請です。  &lt;27、28番案件&gt;は関連しますので合わせて説明します。  案件の申請地は、員弁町北金井地内の畑です。  譲受人である員弁町北金井の■■■■、■■■■が員弁町北金井の■■■■と■■■■が所有する議案書に記載の2筆、260㎡をそれぞれが所有する農地への進入路として売買により譲り受ける申請です。  &lt;29番案件&gt;は買受適格証明願にて説明済みです。  &lt;30番案件&gt;の申請地は、藤原町東禅寺地内の畑です。  譲受人である藤原町東禅寺の■■■■が名古屋市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、462㎡を売買により譲り受ける申請です。</p>
--	---

	<p>&lt;31 番案件&gt;の申請地は、藤原町川合地内の畑です  譲受人である藤原町川合の [ ] が北勢町麓村の [ ] が  所有する議案書に記載の 1 筆、505 m<sup>2</sup>を売買により譲り受ける申  請です。</p> <p>以上7件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の  結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろ  しくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。  何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。  議案第 46 号「農地の競売に対する買受適格証明願承認について」  は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。  全委員挙手であります。  よって本申請につきましては、許可することといたします</p> <p>続いて、議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有  権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成  委員の挙手を求めます。  全委員挙手であります。  よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>(日程第 9) 議長 続きまして、議案第 48 号「農地法第 5 条の規定による農地等の  (日程第 10) 所有権移転許可申請承認について」、議案第 49 号「農地法第 5 条の  (日程第 11) 規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、議案第  50 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申  請承認について」を一括して議題といたします。  事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第 9 議案第 48 号  農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認に  ついて (知事処分)  次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可申請があったので意  見を求め。令和 5 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長  伊藤 和雄</p>
--	--



今回の申請は、6件、16筆で6,774㎡です。

<29番案件>は、藤原町西野尻地内の畑です。農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である藤原町西野尻の[ ]が、藤原町西野尻の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、155㎡を、駐車場として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にブロックフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<30番案件>は、大安町南金井地内の田です。農地区分は、3種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である大安町南金井の[ ]が、大安町南金井の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、201㎡を、駐車場用地として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<31番案件>は、北勢町垣内地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である四日市市に住所を有する[ ]が、北勢町垣内の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、1,378㎡を、隣接山林206㎡を一体利用地として合わせて1,584㎡を建売分譲住宅地として転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲にL型擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は新設道路側溝にて集水し既設道路側溝へ接続します。

<32番案件>は、大安町石樽北山地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は田です。

転用計画としては、譲受人である福岡市に住所を有する[ ]が、大安町石樽北山の[ ]が所有する議案書に記載の4筆、1,527㎡を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地し、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

<33番案件>は、北勢町麓村地内の畑です。農地区分は、3種

農地です。現況は畑です。

転用計画としては、譲受人である北勢町東村の[ ]が、四日市市の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、182㎡を、個人住宅用地の宅地242.28㎡と合わせて424.28㎡を宅地部分に新築家屋と申請地には附属家屋としてトレーラーハウスを設置したい旨の計画です。

土地造成は整地し、周囲のコンクリートブロックを利用し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水排水は下水道を利用します。雨水排水は北側の道路側溝へ放流します。

<34番案件>は、北勢町奥村地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は不耕作の畑です。

転用計画としては、譲受人である東京都に住所を有する[ ]が、愛知県春日井市の[ ]が所有する議案書に記載の8筆、3,331㎡を、太陽光発電設備として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地し、周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水、排水はありません。雨水排水は自然浸透です。

なお、この案件は3000㎡を超える案件であるため、後日、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

続きまして、日程第10 議案第49号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、1件、1筆で2,403㎡です。

<8番案件>は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、農用地です。現況は田です。

転用計画としては、借借人である兵庫県丹波市に住所を有する[ ]が、北勢町阿下喜の[ ]が所有する議案書に記載の1筆、3537㎡の内2,403㎡を、隣接工事区域の資材置場として一時転用したい旨の計画です。

土地造成は耕土を鋤取り、作業内に集積し、整地を行います。

取水はなく、雨水排水は自然浸透及び発生した湧水については作業内に沈砂用集水タンク（ノッチタンク）に集水後、隣接排水路へ

放流します。排水路放流に対しては、地元水利組合から同意書が添付されております。

転用期間は許可後から11月末までです。

復旧計画書が提出されており、水田復旧計画として集積した耕土を均平敷きし、復旧後、所有者、耕作者に確認をしてもらいます。

また、一時転用終了後、その後2年間に不具合が発生した場合は、事業者が農地回復を行う旨が記載されております。

続きまして、日程第11 議案第50号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和5年8月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、3筆、1,033.56㎡です。

<8番案件>は、北勢町中山地内の畑です。農地区分は、2種農地です。現況は畑です。

転用計画としては、使用借人である四日市市の■■■■が四日市市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、582㎡を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透にて処理します。

<9番案件>は、員弁町東一色地内の田です。農地区分は、2種農地です。現況は田です。

転用計画としては、使用借人である名古屋市の■■■■が員弁町東一色の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、451.56㎡を、個人住宅として転用したい旨の計画です。

土地造成は盛土を行い、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水排水は下水道を利用します。雨水排水は敷地内にて集水後東側の農業用排水路に放流します。

以上5条所有権移転6件、賃貸借1件、使用貸借2件の計9件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきまして、8月3日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第48号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件、議案第49号「同法の規定による農地の賃貸借権設定許可申請について」1件、議案第50号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
伊藤 治義委員	<p>5条賃貸借権設定の案件ですが、これは11月までの契約となっているが、1点目は所有者の方と耕作者は同一なのか、2点目はもし耕作者がいて、貸借権を設定してあれば11月までの合意解約が必要なのかを知りたいです。というのは、地権者と転用者の話だけではなく合意解約があれば耕作者の意思が反映されるのではないかと思ったからです。</p>
事務局	<p>今回の案件につきましては、他に耕作者がおります。そして地権者と耕作者の方には両者十分に一時転用の話をさせていただいています。11月末までの貸借権設定の合意解約につきましては、県に確認をしたところ解約は必要ないとの回答をいただきました。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第48号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第49号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、</p>

<p>(日程第 12)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続いて、議案第 50 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」の採決をいたします。 本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、議案第 51 号「非農地証明願承認について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第 12 議案第 51 号 非農地証明願承認について（委員会処分） 次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 5 年 8 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄 今回の申請は 7 件、11 筆、3,408.66 m<sup>2</sup>です。 ＜22 番案件＞の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、畑の 3 筆です。 願出者は員弁町東一色の■■■■で、昭和 42 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。 ＜23 番案件＞の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田の 1 筆です。 願出者は桑名市の■■■■で、昭和 48 年から宅地に転用しており、現在に至っております。 ＜24 番案件＞の申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑の 1 筆です。 願出者は大安町丹生川久下の■■■■で、昭和 57 年から宅地に転用しており、現在に至っております。 ＜25 番案件＞の申請地は、大安町鍋坂地内の台帳地目、畑の 1 筆です。 願出者は大安町鍋坂の■■■■で、昭和 58 年から宅地に転用し</p>
---	--

	<p>ており、現在に至っております。</p> <p>&lt;26 番案件&gt;の申請地は、藤原町下相場地内の台帳地目、田の2筆です。</p> <p>願出者は藤原町川合の[ ]で、昭和46年から山林、宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;27 番案件&gt;の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、田の1筆です。</p> <p>願出者は員弁町大泉の[ ]で、昭和48年以前から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>&lt;28 番案件&gt;の申請地は、員弁町東一色地内の台帳地目、田の2筆です。</p> <p>願出者は員弁町東一色の[ ]で、昭和43年から宅地に転用しており、現在に至っております。</p> <p>以上7件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年以上経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他には特に無いようですので、議案第51号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>議長 全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>他に事務局から何かありますか。</p> <p>事務局 次回は、9月1日午前9時から現地調査、6番議席松葉里美委員</p>
--	---

<p>6 閉会の宣言 議長</p> <p>【午前 10 時 20 分閉会】</p>	<p>と7番伊藤貴美委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、9月8日です。場所は、本庁舎2階庁議室となります。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これをもちまして第9回いなべ市農業委員会を終了します。</p> <p>ありがとうございました。</p>
---	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会  
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

---

議事録署名者

---